

前橋市病児・病後児保育施設 利用料軽減事業補助制度のご案内

病児・病後児保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、子育てと就労の両立を支援します。

対象

- 1 利用時に市内に住所があること
- 2 令和元年度（9月分からは令和2年度）市町村民税非課税世帯であること
- 3 前橋市が委託している病児・病後児保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること
- 4 幼児教育無償化の対象になっていないこと。

対象施設

- 1 「おひさまの家」 群馬県済生会前橋病院 病児・病後児保育施設
- 2 「たんぽぽ」 前橋赤十字病院 病児・病後児保育施設
- 3 「おれんじ」 かなざわ小児科クリニック 病児・病後児保育施設
- 4 「大胡チャイルドサポート」 大胡第2こども園 病児・病後児保育施設

交付金額

日額 1,000円

申請期間

下記の施設利用期間ごとに提出してください。

施設利用期間	申請期間
令和2年4月1日から令和2年8月31日まで	令和2年9月2日から9月28日までの開庁日
令和2年9月1日から令和3年3月31日まで	令和3年3月1日から4月12日までの開庁日

申請場所

前橋市保健センター2階（前橋市朝日町三丁目36-17）子育て施設課
月曜日から金曜日（祝日は除く） 午前8時30分～午後5時15分

申請等に必要なもの

- 1 補助金交付申請書兼実績報告書
- 2 請求書（請求者は児童の保護者になります。）
- 3 次のア、イのうちいずれかの書類
ア 施設利用料受領証明書
イ 領収書原本（利用児童、利用施設、利用日、利用料の確認できるもの）
- 4 平成31年1月1日又は令和2年1月1日において、本市に住所がない場合は市町村民税が非課税であることがわかるもの（ただし、保育所（園）・認定こども園等の入園にあたり、税書類を提出している方は不要）
- 5 通帳（振込口座のわかるもの）
- 6 印鑑

交付までの流れ

申請期間の翌月に申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定します。交付決定がされた場合は、申請者に通知した後、支払われます。

【申請及び問い合わせ先】

前橋市保健センター2階（前橋市朝日町三丁目36-17）子育て施設課

Tel.027-220-5706